

電子的診療情報連携体制整備加算3に係る掲示

✿ オンライン請求を行っています。

✿ オンライン資格確認を行う体制を有しています。

✿ 医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室または処置室において閲覧または活用できる体制を有しています。

✿ 電子処方箋を発行する体制については、現在整備中です。

✿ 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については、電子カルテメーカーと協議中です。

✿ マイナンバーカードの健康保険証利用の使用に関して、一定程度の実績を有しています。

✿ 電子的診療情報連携の体制に関する事項及び、質の高い診療を実施する為の十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、院内の見やすい場所及びホームページ上に掲示しております。

《令和8年》 初診時、月に1回限り算定	電子的診療情報連携体制整備加算3	4点
再診時、月に1回限り算定	電子的診療情報連携体制整備加算3	2点
《令和9年》 初・再診時、月に1回限り算定	電子的診療情報連携体制整備加算3	2点



令和8年6月1日 鶴川さくら病院 院長 富 正哉